

事務連絡  
令和4年5月16日

地区薬剤師会 御中

公益社団法人 東京都薬剤師会

下記の通り日本薬剤師会より通知がありました。令和4年5月1日より適用となっておりますので、貴地区会員薬局へのご周知をお願いいたします。

写

日 薬 業 発 第 49 号  
令 和 4 年 5 月 10 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める  
掲示事項等の一部改正等について

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）に関するものです。

今般、ガルカネズマブ製剤が、①処方箋で交付することができる注射薬、②在宅自己注射指導管理料(医科点数表)等の対象薬剤として追加されたことに伴い、掲示事項等が一部改正されました。

今回の一部改正は令和4年厚生労働省告示第175号をもって改正され、令和4年5月1日より適用となりますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和4年4月28日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める  
掲示事項等の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める  
掲示事項等の一部改正等について

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）が令和4年厚生労働省告示第175号をもって改正され、令和4年5月1日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 掲示事項等告示の一部改正について

ガルカネズマブ製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

2 特掲診療料の施設基準等の一部改正について

ガルカネズマブ製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

### 3 掲示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について

エムガルティ皮下注 120mg オートインジェクター及び同皮下注 120mg シリンジ

- ① 本製剤はガルカネズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

### 4 関係通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）の一部を次のように改正する。

- ① 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1) 中「及びレムデシビル製剤」を「、レムデシビル製剤及びガルカネズマブ製剤」に改める。
- ② 別添 3 区分 0 1 (5) イ 中「及びレムデシビル製剤」を「、レムデシビル製剤及びガルカネズマブ製剤」に改める。
- ③ 別添 3 別表 2 中「及びサトラリズマブ製剤」を「、サトラリズマブ製剤及びガルカネズマブ製剤」に改める。
- ④ 別添 3 別表 3 中「サトラリズマブ製剤」の次に「ガルカネズマブ製剤」を加える。